

復職に関する申告書

(一財)東京都人材支援事業団理事長 宛て

とちょう保育園の定期利用が決定した場合は、利用開始月の末日までに復職し、「復職証明書」を復職後2週間以内に提出します。

在職中の職場に復職しない場合又は復職証明書を提出しない場合は、利用の承諾や決定が取消し又は利用できなくなることに異議はありません。

年 月 日

住所 _____

申込児童氏名 _____ (年 月 日生)

申込児童氏名 _____ (年 月 日生)

(復職予定の保護者) 保護者署名 _____ [父 母]

保護者署名 _____ [父 母]

※復職とは、育児休業又は産前・産後休暇を取得している在職中である職場に、取得前と同じ雇用条件(就労日数・就労時間)で復職(派遣職員で就労していた方は同じ派遣元に復職)して就労を開始することです。

※復職後に「育児短時間勤務」とする方は、雇用契約上の正規の就労日数や就労時間に変更なく、1日あたり2時間以内の短縮であれば、短縮前の就労状況により審査します。復職後に、就労日数の短縮や、1日あたり2時間を超える就労時間の短縮をしていることが判明した場合は、利用できなくなる場合があります。